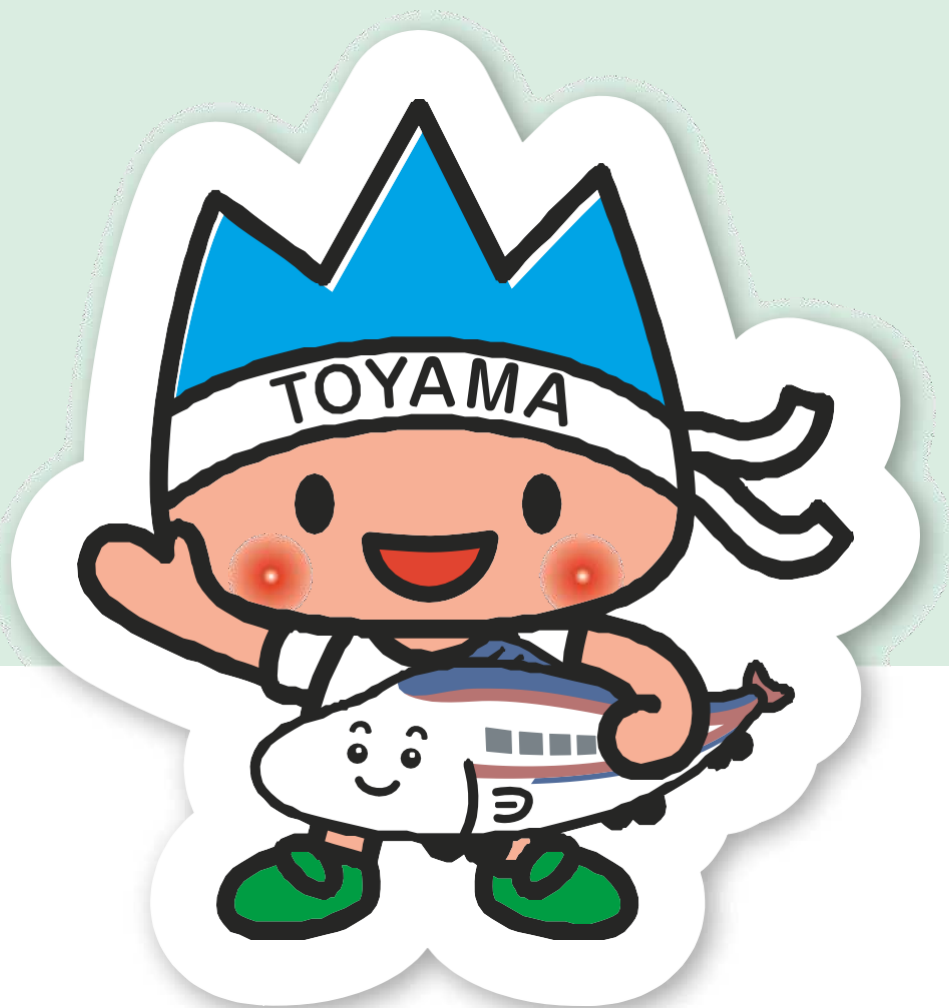


「元気とやまマスコット きときと君」及び「ぶりと君」

■ 使用マニュアル ■



令和7年4月

 富山県

目 次

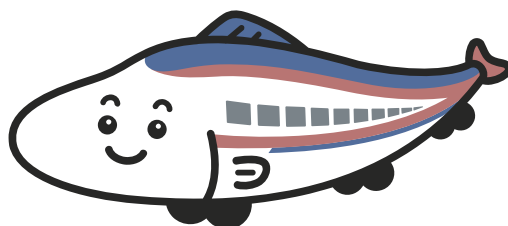
1. 申請手続きについて 3
2. デザインについて 9
3. 使用上の注意 10

「元気とやま Mascot きときと君」

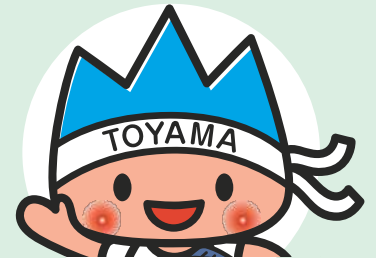
※以下「きときと君」といいます



新幹線開業PR Mascot 「ぶりと君」



1. 申請手続きについて



■「きときと君」及び「ぶりと君」を使用する際には、規程に基づき、事前に、富山県に申請し、承認を得ることが必要です。

▶「きときと君」及び「ぶりと君」のイラストの使用

公益目的(非営利)での使用の場合

公益目的の場合、以下に該当しなければ、イラストを使用できます。(キャラクターの脇に「© 富山県」と記載して使用してください)

- ・ 富山県または「きときと君」及び「ぶりと君」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- ・ 法令、公序良俗に反すると認められるとき。
- ・ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められるとき。
- ・ 第三者の利益を害すると認められるとき。
- ・ 「きときと君」及び「ぶりと君」の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- ・ ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、図案に別の図案を重ねる等使用方法が適当でないと認められるとき。
- ・ その他知事が「きときと君」及び「ぶりと君」の使用について不適当と認めるとき。

使用の特例

次のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、県の承認を得なくてもイラストを使用することができます。

- ① 県が使用するとき
- ② 県内市町村が使用するとき
- ③ 県内の学校が教育の目的で使用する時
- ④ 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時
- ⑤ 県が主催又は共催となって実施するイベント等で使用する時

営利目的での使用の場合

公益目的の場合の使用条件に加えて下記の条件もすべて満たせば、商品や包装紙等に使用できます。(キャラクターの脇に「© 富山県」と記載して使用してください)

- ・ 商品名に「きときと君」及び「ぶりと君」の名称が含まれないこと。(→P12)
- ・ 特定の企業や商品を推奨するものでないこと。(→P12)
- ・ 使用期間は1年以内とします。(1年を超える場合は更新の手続が必要です)

▶「きときと君」及び「ぶりと君」のグッズの製作・販売

公益目的(非営利)での使用の場合

公益目的の場合、以下に該当しなければ、グッズを製作することができます。

- ・ 富山県または「きときと君」及び「ぶりと君」のイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき。
- ・ 法令、公序良俗に反すると認められるとき。
- ・ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められるとき。
- ・ 第三者の利益を害すると認められるとき。
- ・ 「きときと君」及び「ぶりと君」の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- ・ ポーズの変更、目鼻等の位置の変更、図案に別の図案を重ねる等使用方法が適当でないと認められるとき。
- ・ その他知事が「きときと君」及び「ぶりと君」の使用について不適当と認めるとき。

営利目的での使用の場合

公益目的の場合の使用条件に加えて下記の条件もすべて満たせば、グッズを製作・販売することができます。

- ・ 商品名に「きときと君」及び「ぶりと君」の名称が含まれないこと。(→P12)
- ・ 特定の企業や商品を推奨するものでないこと。(→P12)
- ・ 使用期間は1年以内とします。(1年を超える場合は更新の手続が必要です)

▶「きときと君」着ぐるみの使用

従来どおり、営利目的での使用はできません。公益目的での使用に限ります。
使用する場合は、「元気とやまマスコットきときと君」着ぐるみ貸出要領に従い、申請書を提出してください。

■申請には、下記の書類等が必要です。

- ① マスコット使用申請書
- ② チェックシート
(申請書とチェックシートは、富山県ホームページからダウンロードしてください)
- ③ 企画の概要書
- ④ 商品等の見本
- ⑤ 会社または団体の概要書(会社案内など)

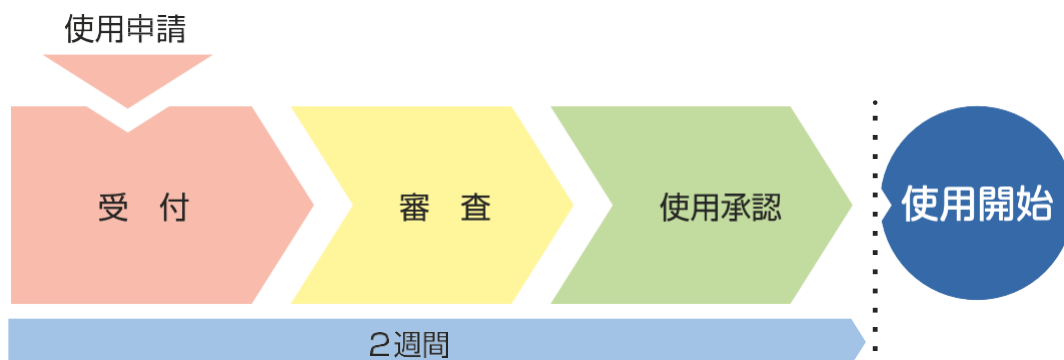
■申請書等の提出先・提出方法

提出先 〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号
富山県知事政策局
広報課(広報・イメージアップ係)
TEL 076-444-3134
上記提出先へ郵送または持参してください。

受付後の審査に時間がかかりますので、使用開始日の2週間前までに申請してください。

(申請者)

- ・チェックシート記入
 - ・申請書作成
 - ・必要書類、商品見本の準備
- ※記入方法等については、
事前にお気軽にご相談ください。



※審査の結果、修正等が必要な場合は、2週間以上かかることがあります。

■申請書の記入例

▶マスコット使用申請書 記入例 公益目的(非営利)の場合

様式第1号(第4条関係)

マスコット使用申請書

令和 年 月 日

富山県知事 様

申請者 〒□□□-□□□□
〇〇市〇〇丁目△△-△

富山県〇〇協会
会長 〇〇 〇〇

下記のとおり、「元気とやまマスコット きときと君」・「ぶりと君」を使用したいので申請します。

記

使用するイラスト	□イラスト No 「1」	
使用目的	令和2年12月16日(水)～令和2年12月18日(金)に開催する第〇回〇〇協議会富山大会のPRチラシに「きときと君」のイラストを使用し、関係者に富山県をPRする。	
使用対象品	名称	チラシ
	サイズ等	A4サイズ、1枚
	単価・数量	500部
使用期間	令和2年12月2日～令和2年12月18日	
添付資料	☒ 企画概要書 ☒ 使用対象物品 ☒ 会社・団体概要書	
連絡先	〇〇〇 〇〇〇 〒□□□-□□□□ 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇.jp	
使用状況 〔継続申請の場合〕	使用個数、売上額等を記入 〇〇〇個 〇〇〇.〇〇〇円	
備考		

別添「イラスト集①～③」のイラスト番号を記載してください。

非営利の場合は、「単価」の記載は不要です。

資料添付の確認です。
添付書類をチェック(☑)、または塗りつぶして(■)ください。
(以下、P7～P8において同じ。)

▶ マスコット使用申請書 記入例

営利目的の場合

様式第1号（第4条関係）

マスコット使用申請書

令和 年 月 日

富山県知事 様

申請者 〒□□□-□□□□
〇〇市〇〇丁目△△-△

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

下記のとおり、「元気とやまマスコット きときと君」・「ぶりと君」を使用したいので申請します。

記

使用するイラスト	□イラスト No 「 37 」	
使用目的	当社製品「ノート（ゆるキャラシリーズ）」に、ぶりと君のイラストを使用したい。	
使用対象品	名 称	ノート
	サ イ ズ 等	A4サイズ、100 枚
	単 価 ・ 数 量	110 円 ・ 2,000 冊
使用期間	令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年〇月〇日	
添付資料	☒ 企画概要書 ☒ 使用対象物品 ☒ 会社・団体概要書	
連絡先	〇〇〇 〇〇〇 〒□□□-□□□□ 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇.jp	
使用状況 〔継続申請の場合〕	使用個数、売上額等を記入 〇〇〇個 〇〇〇,〇〇〇円	
備考		

別添「イラスト集②、③」の
イラスト番号を記載してください。

使用期間は、販売予定期間（1 年以内）を
記載してください。

イラストを入れた商品の見本

▶使用変更申請 記入例

様式第2号（第11条関係）

マスコット使用変更申請書

令和 年 月 日

富山県知事 様

申請者 〒□□□-□□□□
〇〇市〇〇丁目△△-△

〇〇〇〇株式会社
代表取締役 ○〇 ○〇

年 月 日付け広第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したい
ので申請します。

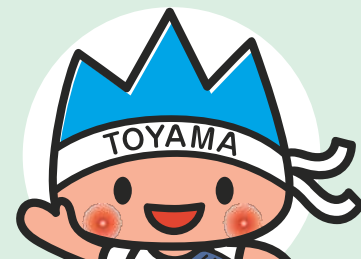
記

項目	修正前	修正後
使用対象物品 単価：数量	110円・ <u>2,000冊</u>	110円・ <u>3,000冊</u>

項目欄には、当初の使用申請書の
項目名を記載してください。

連 絡 先	〇〇〇 〇〇〇 〒□□□-□□□□ 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇@〇〇〇〇〇〇.jp
-------	--

2. デザインについて



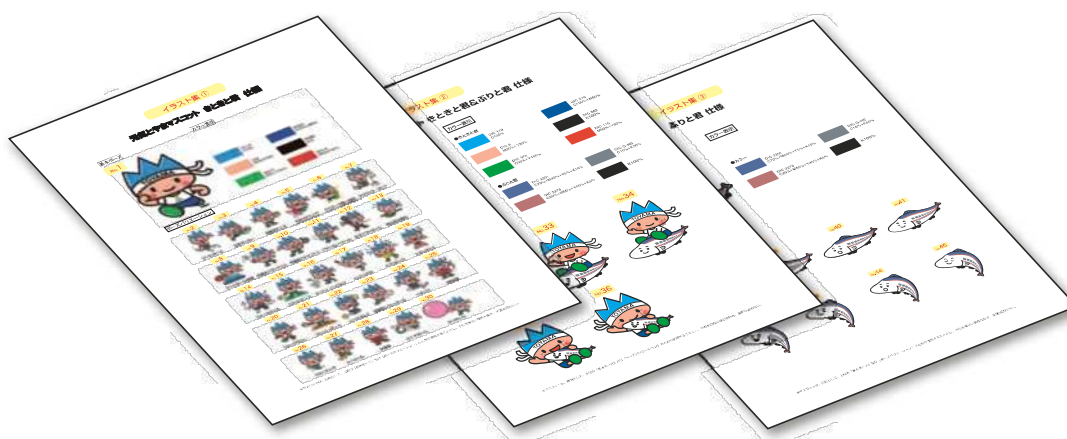
■「きときと君」及び「ぶりと君」のデザインは、指定されていますので、
変形や省略、色の変更はできません。(→P11)

▶「イラスト集」(P18~20)からデザインを選んでご利用ください。

※木に焼印を入れる場合など、イラスト集のデザインをそのまま使用することが困難な場合は、
事前にご相談ください。

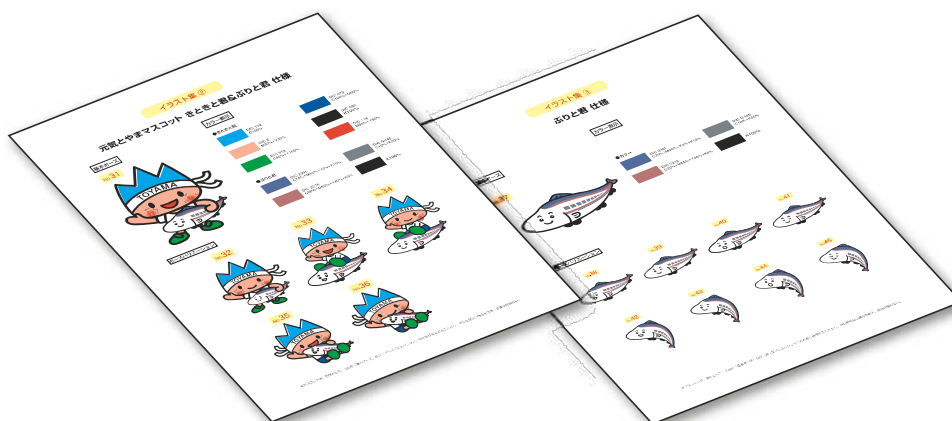
公益目的(非営利)での使用の場合

イラスト集①、イラスト集②、イラスト集③から選択

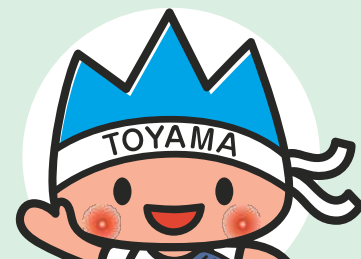


営利目的での使用の場合

イラスト集②、イラスト集③から選択 (イラスト集①のイラストは使用できません)



3. 使用上の注意



■イラストの使用上の注意点

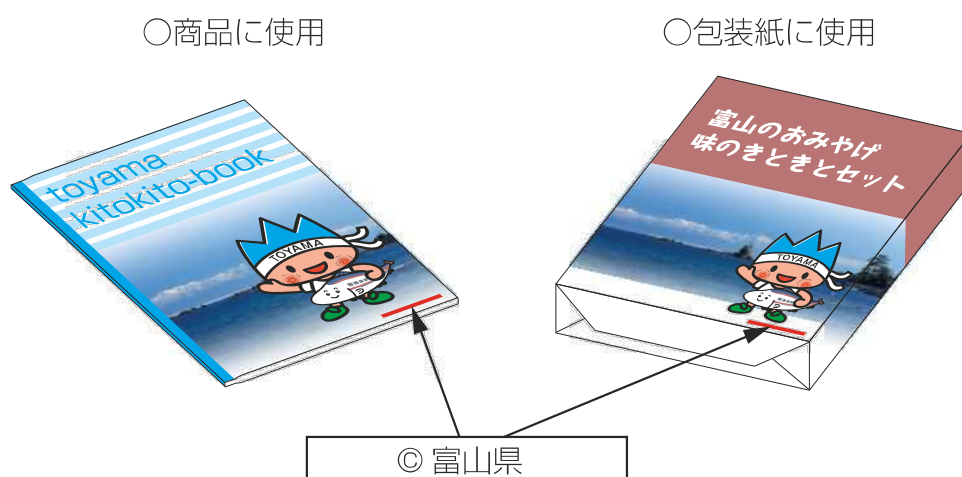
公益目的、営利目的での使用 共通事項

▶「きときと君」及び「ぶりと君」の脇に「© 富山県」と記載してください。

営利目的での使用の場合

▶いろいろな使用例

「きときと君」及び「ぶりと君」の使用条件（→P2）を満たせば、商品や包装紙にイラストを添えることができます。



このほか、チラシやポップなどへの使用も OK です。

▶食品への使用について

富山県産品及び富山県内で加工された食品に限り「きときと君」及び「ぶりと君」のイラストを使用することができます。県外製品が富山県産品であるとの誤認または混同を生じさせるおそれがある場合や、富山県が品質を保証しているかのように誤解されるおそれがあるといった場合には、使用を認めないことがあります。

また、通常よりも審査に時間がかかりますので、お早めにご相談ください。

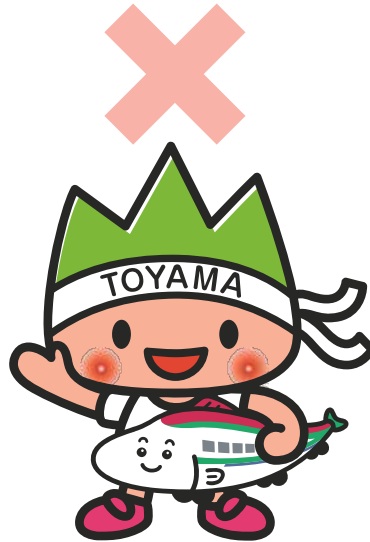
▶ 不適当な使用方法

以下のような使用はできませんので、ご注意ください。

○イラストを変形したり、色を変えたりする



変形



色の変更

○イラストに文字などを重ねる



「きとくと君」及び「ぶりと君」のイラストの部分を隠すことはできません。

○商品名に「きときと君」及び「ぶりと君」の名称を使用する



商品名に「きときと君」及び「ぶりと君」の
名称を使用することはできません。

○特定の企業や商品を推奨する



「きときと君」及び「ぶりと君」が
商品を薦めるような表現はできません。



「きときと君」及び「ぶりと君」が商品名や企業名を指差したり
持ったりすることはできません。

▶グッズの製作・販売の注意点

グッズの製作 販売を希望する場合は、申請手続（→P3～）を行う前にご相談ください。

問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県知事政策局広報課（広報・イメージアップ係）

TEL. 076-444-3134

FAX. 076-444-3478

（平成 29 年 4 月 一部改正）

（平成 31 年 4 月 一部改正）

（令和 3 年 4 月 一部改正）

（令和 4 年 4 月 一部改正）

（令和 6 年 4 月 一部改正）

（令和 7 年 4 月 一部改正）

様式①

様式第1号（第4条関係）

マスコット使用申請書

年 月 日

富山県知事 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

下記のとおり、「元気とやまマスコット きときと君」・「ぶりと君」を使用したいので申請します。

記

使 用 す る イ ラ ス ト	☐ イラスト No 「 」	
使 用 目 的		
使 用 対 象 物	名 称	
	サ イ ズ 等	
	単 価 ・ 数 量	
使 用 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
添 付 資 料	☐ 企画概要書 ☐ 使用対象物品 ☐ 会社・団体概要書	
連 絡 先	担当者名 住所 〒 - 電話 電子メール	
使 用 状 況 〔継続申請〕 の 場 合	使用個数、売上額等を記入	
備 考		

様式②

様式第2号（第11条関係）

マスコット使用変更申請書

年 月 日

富山県知事 様

申請者 住 所（所在地）
氏 名（名称及び代表者名）

年 月 日付け広第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり変更したい
ので申請します。

記

項目	修正前	修正後

連 絡 先	担当者名 住所 〒 電話 電子メール
-------	-----------------------------

チェックシート ①

きときと君・ぶりと君イラスト使用申請事前チェックシート

＜公益目的（非営利）の場合＞

該当する場合は、□にチェックしてください。

チェック内容	使用承認条件
①申請者が非営利団体の場合 ☐ 非営利団体が、非営利目的で使用している場合 ②申請者が営利団体の場合 ☐ 営利団体等がCSR活動等の一環として行う場合 ☐ 営利団体等が、地域振興等非営利活動を行う場合	いずれかに該当していること
☐ 吹き出し等に暴力的であったり差別的な表現をいれません。 ☐ その他、県又はきときと君・ぶりと君のイメージを傷つけるよう使用しません。	すべてに該当していること
☐ 法令に違反していません。 ☐ 公序良俗に反していません。	
☐ 政党や宗教団体ではありません。 または、それらの支援や応援に使用しません。	
☐ 特定の個人等の支援や応援に使用しません。	
☐ 第三者の利益を害しません。	
☐ 商品の品質を保証するような誤解はあたえません。 ☐ 食品の場合は「富山県産品及び富山県内で加工された食品」以外には使用しません。	
☐ 県外産を県内産と誤解を与えるような使用はしません。 ☐ 吹き出し等で商品を薦めるような表現はしません。 ☐ 商品名や団体名を指差すような使用はしません。	
☐ イラストの色の変更をしません。 ☐ イラストのポーズを変更しません。 ☐ イラストの目鼻等の位置を変更しません。 ☐ イラストに、別の図案や文字を重ねません。	

チェックシート ②

きときと君・ぶりと君イラスト使用申請事前チェックシート

＜営利目的の場合＞

該当する場合は、☐にチェックしてください。

チェック内容	使用承認条件
使用対象物品は… ☐ 自己の商品 ☐ パッケージ ☐ その他（ ） ☐ 景品 ☐ チラシ ☐ サービス	いずれかに該当していること
県の施策 P R は… ☐ 観光振興 ☐ 県産品の販売促進 ☐ その他（ ）	
☐ 吹き出し等に暴力的であったり差別的な表現をいれません。 ☐ その他、県又はきときと君・ぶりと君のイメージを傷つけるよう使用しません。	すべてに該当していること
☐ 法令に違反していません。 ☐ 公序良俗に反していません。	
☐ 政党や宗教団体ではありません。 または、それらの支援や応援に使用しません。	
☐ 特定の個人等の支援や応援に使用しません。	
☐ 第三者の利益を害しません。	
☐ 商品の品質を保証するような誤解はあたえません。	
☐ 食品の場合は「富山県産品及び富山県内で加工された食品」以外には使用しません。	
☐ 県外産を県内産と誤解を与えるような使用はしません。 ☐ 吹き出し等で商品を薦めるような表現はしません。 ☐ 商品名や団体名を指差すような使用はしません。	
☐ イラストの色の変更をしません。 ☐ イラストのポーズを変更しません。 ☐ イラストの目鼻等の位置を変更しません。 ☐ イラストに、別の図案や文字を重ねません。	

イラスト集 ①

元気とやまマスコット きときと君 仕様

基本ポーズ

カラー表示

No.1



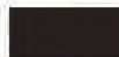
DIC179
C100%



DIC579
C100%+M60%



DIC6
M30%+Y30%



DIC582
K100



DIC572
C90%+Y100%



DIC116
M90%+Y90%

ポーズバリエーション

No.2



ゲートボール

No.3



壮年サッカー

No.4



年齢別テニス

No.5



壮年ボウリング

No.6



マスターズ陸上競技

No.7



グラウンド・ゴルフ

No.8



ラージボール卓球

No.9



年齢別ソフトテニス

No.10



年齢別バドミントン

No.11



ソフトバレーボール

No.12



女子ソフトボール

No.13



男女混合綱引

No.14



フォークダンス

No.15



バウンドテニス

No.16



ターゲット・パードゴルフ

No.17



インディアカ

No.18



エアロビック

No.19



トランポリン

No.20



ウォークラリー

No.21



フレッシュテニス

No.22



パークゴルフ

No.23



家庭婦人バレーボール

No.24



ベタンク

No.25



3B体操

No.26



ウオーキング

No.27



ユニカール

No.28



太極拳

No.29



ビーチボール

No.30



キンボール

※マスコットは、原則として、上記の「基本ポーズ」及び「ポーズバリエーション」のとおりに使用することとし、やむを得ない場合を除き、変更は認めない。

イラスト集 ②

元気とやまマスコット きときと君&ぶりと君 仕様

基本ポーズ

No.31



カラー表示

●きときと君



DIC 179
C100%



DIC 6
M30%+Y30%



DIC 572
C90%+Y100%



DIC 579
C100%+M60%



DIC 582
K100%



DIC 116
M90%+Y90%

●ぶりと君



DIC 2391
C70%+M45%+Y5%+K10%



DIC 2278
C20%+M55%+Y40%+K5%



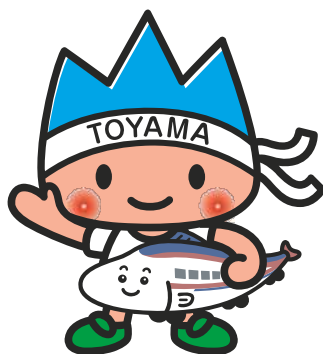
DIC G-145
C10%+K50%



K100%

ポーズバリエーション

No.32



No.33



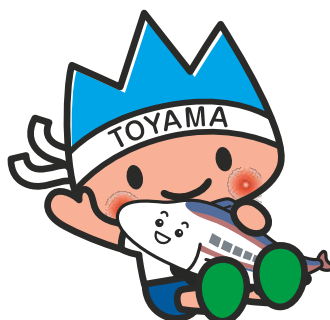
No.34



No.35



No.36



※マスコットは、原則として、上記の「基本ポーズ」及び「ポーズバリエーション」のとおり使用することとし、やむを得ない場合を除き、変更は認めない。

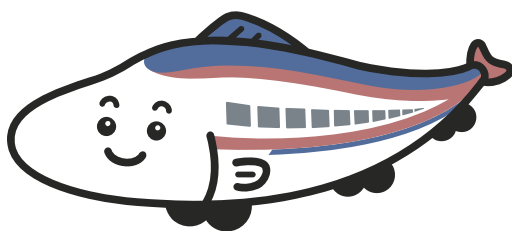
イラスト集 ③

ぶりと君 仕様

基本ポーズ

カラー表示

No.37



●カラー



DIC 2391
C70%+M45%+Y5%+K10%



DIC G-145
C10%+K50%



DIC 2278
C20%+M55%+Y40%+K5%



K100%

ポーズバリエーション

No.38



No.39



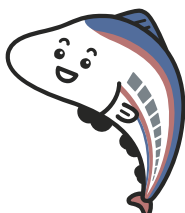
No.40



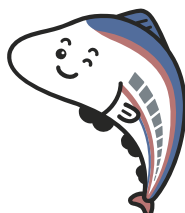
No.41



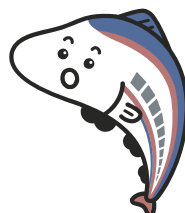
No.42



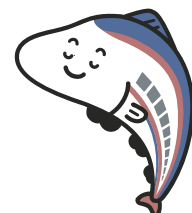
No.43



No.44



No.45



※マスコットは、原則として、上記の「基本ポーズ」及び「ポーズバリエーション」のとおりに使用することとし、やむを得ない場合を除き、変更は認めない。